

# 国民健康保険制度が変わります

4月から新たな国保制度がスタートしました。  
今月は、「被保険者証と高額療養費について」変更点などをお伝えします。

## 【Q1】被保険者証はどうなるの？

次の点が変わります。

- ①様式が県内で統一され、被保険者証に「広島県」と記載されます。
  - ②更新時期が県内で統一され、広島県は8月1日が更新日となります。
  - ③70歳以上の人に交付されている「高齢受給者証」は、被保険者証と一体化され、1枚にまとまります。
- なお、資格の取得・喪失および住所変更などの手続きや、被保険者証などの交付は、これまでどおり、お住まいの市町で行います。

## 【Q2】高額療養費は引越しても通算できるの？

これまで、他の市町村へ転出した場合、高額療養費の該当回数が通算できませんでしたが、平成30年4月以降は、県内で他の市町村に引越した場合でも、転出前と同じ世帯であることが認められるときは、国保での高額療養費の該当回数が通算され、被保険者の経済的負担が軽減されることがあります。

なお、療養費や高額療養費の申請などの保険給付に関する手続きは、これまでどおり、お住まいの市町で行います。

問国民健康保険制度について：住民課保険年金グループ ☎ 820-5604

問保険税について：税務課町民税グループ ☎ 820-5603

今回は、保険税についてお知らせします。

## 会社を退職された人へ

今まで社会保険に加入されていた人で会社を退職された場合、ご自身で国民健康保険への切り替え手続きを行っていただく必要があります。

- 【手続きに必要なもの】
- ・社会保険資格喪失証明書（退職前の事業所から発行され押印があるもの）
- ・印鑑（認印）

問住民課保険年金グループ ☎ 820-5604

## 会社に就職された人へ

現在、国民健康保険に加入されている人が就職して社会保険に加入する場合、ご自身で国民健康保険の資格喪失手続きを行っていただく必要があります。

- 【手続きに必要なもの】
  - ・新しく加入した社会保険の保険証
  - ・国民健康保険の保険証・印鑑（認印）
- 問住民課保険年金グループ ☎ 820-5604

## 学生の皆さん

### 学生納付特例制度をご利用ください

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。学生も20歳になれば国民年金に加入することになっていきますが、所得が少なく、保険料の納付が困難な場合には、在学期間中の保険料を、社会人になってから納めることができる「学生納付特例制度」があります。この制度では、原則4月から翌年3月までの保険料納付が猶予されます。承認期間は老齢基礎年金請求時の受給資格期間の計算に算入されません。

また、病気やケガで障害が残ったときや、死亡といった不慮の事態で障害年金や遺族年金を請求するときの納付要件に含まれます。（学生納付特例の申請日によっては含まれない場合もあります。）

この特例が承認された期

## 年金相談・年金請求手続きの予約ができます

お客様が利用しやすい相談環境の提供と、これまで以上に丁寧で効率的に年金相談を行い、相談サービス品質を維持・向上することを目的に、全国の年金事務所等で年金の予約相談を実施しています。

予約相談の実施時間帯	
8：30～18：00	（月曜日）
8：30～16：00	（火～金曜日）
9：30～15：00	（第2土曜日）
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日18：00まで予約相談をお受けします。	

▽予約申込：年金ダイヤル ☎ 0570-051165

▽受付期間：予約相談希望日の1カ月前から前日まで  
○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。  
○広島南年金事務所でも受け付けています。

問広島南年金事務所 ☎ 253-7710、住民課保険年金グループ ☎ 820-5604

## 障害者・難病患者等への補装具と日常生活用具を給付します

▽補装具：身体上の障害を補う補装具の交付・修理・貸与を行っています。補装具の種類によって交付・修理・貸与の際、県の判定が必要なものもあります。（種目の例）義肢、車いす、歩行補助つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持器等

▽日常生活用具：日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具を給付します。（種目の例）入浴補助用具、頭部保護帽、火災警報器、点字器、ストーマ装具等

▽身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳を所持している人および難病患者等

【共通事項】障害の程度、種類などによって、対象となる種目が定められています。また、介護保険対象者は介護保険制度の利用が優先されます。

【負担額】原則、基準額の1割です。ただし、世帯の

所得状況に応じて自己負担金の上限額が設定されます。基準額を超える部分については自己負担です。なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外となります。

※購入・修理・借受け前には必ず民生課へご相談のうえ、申請してください。

問民生課地域・障害者福祉グループ ☎ 820-5635

## 難聴児への補聴器購入費を助成します

言語やコミュニケーション能力の向上を促進するため、軽度・中等度の難聴児が、補聴器を購入する際の費用一部を助成します。

- ※①町内に住所を有する18歳未満の人②原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の人③身体障害者手帳の交付の対象とならない人

▽所得制限：世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上の人がある場合は、対象外となります。

▽対象経費：補聴器の購入

間の保険料は10年以内であれば追納することができます。卒業後は忘れずに追納してください。追納する場合、承認を受けてから3年度目になると、当時の保険料に加算金がかかります。

▽さかのぼり申請：申請時点の2年1ヶ月前分まで※申請が遅れると、障害年金が受け取れない場合があります。

▽申請に必要なもの：国民年金手帳・学生証（コピー可）または在学証明書・印鑑（認印）・雇用保険受給資格者証等（コピー可）※審査には相当の日数を必要とします。結果がご自宅に届く前に、保険料納付案内書の送付や保険料の督促などがある場合があります。ことをご理解ください。

問広島南年金事務所 ☎ 253-7710、住民課保険年金グループ ☎ 820-5604

程で行います。みなさんのご協力をお願いします。

実施日	時間	場所
6/19(火)	9：30～11：30	くまの・みらい交流館
	12：30～15：30	
10/30(火)	9：00～11：00	東部地域健康センター
	13：00～16：00	町民会館
2/24(日)	10：00～14：00	町民会館

※日程および場所が、変更になる場合があります。問熊野町公衆衛生推進協議会（生活環境課内） ☎ 820-5606

【広告】

### 歯並び矯正は専門医のいる当院へ！

3歳からフッ素でぶくぶく  
むし歯予防（1年間1,000円）  
糖尿病予防はお口から！  
歯のクリーニングをどうぞ！



山野歯科医院 ☎ 854-1139  
山野矯正歯科 ☎ 888-8741（矢野駅前）